

平成三十年三月十六日受領  
答弁第一二七号

内閣衆質一九六第一二七号

平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員阿部知子君提出南スーダンに派遣された自衛隊員の自殺に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出南スーダンに派遣された自衛隊員の自殺に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、国際連合南スーダン共和国ミッションへの平成二十三年十一月から平成三十年二月までの間における自衛隊員の参加要員数は、延べ三千九百四十三人である。

三及び四について

お尋ねの「派遣中に死亡した自衛隊員」は、零人である。

五及び六について

お尋ねの「帰還後の在職中に死亡した自衛隊員」については、平成三十年三月十二日時点で、自殺した者が二人、傷病を原因とする者が一人であるが、お尋ねの「死亡場所」については、関係者のプライバシー保護の観点から、答弁を差し控えたい。

七及び八について

お尋ねの「退職後に死亡した自衛隊員」については、その全てを把握しているわけではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

九について

国際連合南スーダン共和国ミッションに派遣されていた自衛隊の部隊から報告された「南スーダン派遣施設隊等の衛生状況（週間報告）」によると、平成二十四年二月から平成二十九年五月までの間に、精神疾患の者に加えて、例えば、不眠等の症状のある者を含む「精神・行動障害」に該当した自衛隊員の延べ人数は、初診七十八人、再診百二十七人である。なお、お尋ねの「帰還中」及び「退職後」については、把握していない。

十について

五及び六について述べた者については、その死因と南スーダン国際平和協力業務との関連性は認められないものと認識しているところである。いずれにせよ、一般に、自殺は、様々な要因が複合的に影響し合って発生するものであり、個々の原因について特定することが困難な場合も多く、海外派遣との因果関係を特定することは困難な場合が多いと考えているが、防衛省においては、自殺の原因について可能な限り特定できるよう努めているところであり、このような観点を含め自殺事故防止対策については、今後とも強力に推進してまいりたい。